

会津美里町第3次総合計画後期基本計画等策定支援業務仕様書

1 業務名

会津美里町第3次総合計画後期基本計画等策定支援業務

2 委託業務

委託する業務内容は、下記の2業務とする。

- (1) 会津美里町第3次総合計画後期基本計画策定支援業務
- (2) 会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務

3 各業務の仕様

業務(1)の仕様は、別紙1のとおりとする。

業務(2)の仕様は、別紙2のとおりとする。

本仕様は当該業務に関して基本的な事項を提示したものである。そのため、その他必要と考えられるものについては、適宜、創意工夫し提案すること。

4 契約期間

契約の日から令和2年3月27日までとする。ただし、成果品の納期限は、令和2年2月21日までとする。

5 業務に必要な届出書類

受託者は、契約締結後、速やかに委託者の指定する担当職員と打合せを行うとともに、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届及び行程表
- (2) 業務計画書
- (3) 業務実施体制届及び管理技術担当者届
- (4) その他、町が必要と認める書類

6 業務履行の確認

受託者は、業務完了時後、速やかに以下の書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

- (1) 業務完了届
- (2) 納品書
- (3) 成果品（提出すべき成果品は、各業務の別紙仕様書のとおりとし、会津美里町政策財政課の検査を受け、検査後に成果品の受け渡しを行うもの

とする。)

7 準拠する法令等

本業務は本仕様書による他、以下に掲げる法令及び規定等に準拠して実施するものとする。

- (1) 会津美里町第3次総合計画基本構想
- (2) 会津美里町第3次総合計画前期基本計画
- (3) 会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略
- (4) 地方自治法及び施行令
- (5) 個人情報保護法及び施行令
- (6) 行政機関個人情報保護法及び施行令
- (7) まち・ひと・しごと創生法
- (8) 会津美里町都市計画マスタープラン
- (9) 会津美里町個人情報保護条例
- (10) その他本業務を行うに当たり遵守すべき関連法令、通知等

8 注意事項

- (1) 受託者は、業務の詳細について常に委託者（町）と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示ない項目について疑義があるときは、速やかに委託者（町）と協議の上、委託者（町）の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。
- (3) 本業務を実施する上で関係官庁及び団体等との協議が必要と考えられる場合は、受託者は委託者（町）の承諾を得た上で行うものとする。
なお、協議した内容については、速やかに整理・記録し、委託者（町）に提出するものとする。
- (4) 委託者（町）が提供する統計データについては、個人情報が含まれない、あるいは秘匿された状態で提供するものとするが、万一、業務上知り得た個人情報がある場合、受託者は、会津美里町個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、委託者（町）の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 成果品及び本業務におけるあらゆる作成物の所有権、著作権は委託者

(町)に帰属するものとし、委託者(町)が自由に加工、増刷等を行い、公表できるものとする。また、電子データについては、委託者(町)・受託者の双方が修正できるように、原則Microsoft Word、Excel形式等で作成すること。

9 問い合わせ先

会津美里町政策財政課政策企画係

所在地：福島県大沼郡会津美里町字新布才地 1 番地

電話：0242-55-1171

F A X：0242-55-1139

Eメール：seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp

会津美里町第3次総合計画後期基本計画策定支援業務仕様書

1. 業務名

会津美里町第3次総合計画後期基本計画策定支援業務

2. 目的

本業務は会津美里町総合計画前期基本計画の計画期間が令和2年度に終了することから、令和3年度から令和7年度の5か年を計画期間とする後期基本計画を策定するために必要な作業を行うこととし、この5年間の社会・経済状況の変化を踏まえ、かつ新たな政策課題となった人口ビジョンと総合戦略を盛り込みつつ、新しい時代にも対応できる計画策定支援を行うことを目的とする。

3. 業務内容

(1) 対象期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 策定支援概要

前期基本計画の検証

本町行政評価結果に基づく前期基本計画の達成状況をもとに、前期基本計画の総括・評価を行い、後期基本計画策定上の課題を明らかにする。

現状と課題の整理

- ・基本計画の施策分野ごとに、現状と課題について整理する。
- ・総合戦略、SDGs等との関連性整理に関する支援を行う。

後期基本計画骨子案の検討

基本構想に基づき、前期基本計画との継続性に考慮した基本的な構成を立案する。

後期基本計画素案の作成

庁内調整、住民意向を反映する他、上記の前期基本計画の検証、現状と課題の整理や人口ビジョン（人口の将来展望を含む）を踏まえ、基本構想に掲げるまちの将来像を実現するための戦略的かつ実効性のある事務事業等について、複数パターンのシミュレーションを行い、本町の克服すべき課題、伸ばすべき強み、地域特性などの根拠を示し提案するとともに、後期基本計画素案を作成する。

なお、後期基本計画の素案は、白黒印刷でも判別でき、見やすくわかりやすい工夫を行うものとする。

総合計画審議会等の運営支援

総合計画審議会等の関連する会議の運営及び資料作成等を支援する。

町民向けワークショップの開催

町民意見を広く取り入れるため、町内3地区（各1回程度）においてワークショップを開催し、ワークショップに関する全体の運営及び資料作成等の支援や、各グループで出された意見の取りまとめ等を行う。

後期基本計画案の作成・取りまとめ

上記 から までの策定支援で整理した内容及び関係機関調整の上、後期基本計画案として取りまとめ等を行う。

パブリックコメント支援

後期基本計画案について、必要に応じてパブリックコメントの実施に必要な支援を行う。また、パブリックコメントで出された意見の取りまとめ等を行う。

(3) 検討組織等の運営支援

次の組織における会議運営の提案、会議用資料の作成、説明原稿・会議録の作成、会議への出席、会議後の意見の取りまとめ・反映等を必要に応じて行う。

会津美里町総合計画審議会

学識経験者、住民代表等で構成される組織で3回程度開催予定。

（委員報酬は、委託料に含まない。）

会津美里町総合計画策定会議

課・事務局・室等の係長及び主任主査級の職員をもって構成される庁内組織で5回程度開催予定。

(4) その他

計画検討において効果的な施策等の提案を行う。

4. 成果品

(1) 第3次総合計画後期基本計画「本編」

A4版原稿（レイアウト等の企画・作成を含む）正1部、副1部
印刷費は、委託者（町）が、別途負担する。

(2) 第3次総合計画後期基本計画「ダイジェスト版」（16頁以下）

A4版原稿（レイアウト等の企画・作成を含む）正1部、副1部
印刷費は、委託者（町）が、別途負担する。

(3) 上記（1）、（2）の電子データ（CD-R）正1部、副1部

会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名

会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務

2. 目的

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」(平成30年12月21日閣議決定)において、令和元年度は、第1期「総合戦略」の最終年にあたることから、第1期の総仕上げに取り組むとともに、現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、第2期「総合戦略」策定の準備を開始することが位置付けられている。

これを踏まえ、令和6年度までの目標や施策の基本的方向や具体的な施策等をまとめ、まち・ひと・しごと創生法に基づく会津美里町第2期まち・ひと・しごと・創生人口ビジョン総合戦略を令和元年度の策定支援を行うことを目的とする。

3. 業務内容

(1) 会津美里町人口ビジョンの策定

対象期間

1950年(昭和25年)から2060年(令和42年)までを基本とする。

調査分析事項

国の人口ビジョン改訂の動向に対応するとともに、最新の統計資料を基に見直すこととする。

ア) 人口の現状分析

ア. 人口動向分析

町の人口推移について、自然増減要因及び社会増減要因の視点から整理・分析する。項目は以下のとおり。

総人口の推移

年齢3区分別人口の推移

出生・死亡、転入・転出数の推移

総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響

年齢階級別人口移動の推移

年齢階級別人口移動の状況
年齢階級別の県外への人口移動の状況
出生率の現状

イ) 人口の将来展望

a. 将来展望に必要な調査分析

本町の人口構造や人口動向を踏まえ将来人口の推計を行い、その結果を整理する。項目は以下のとおり。

現状における課題
基本的な考え方と将来へ向けた取組
具体的な目標

ウ) 目指すべき将来の姿

上記ア及びイの分析を踏まえ、本町の将来人口目標について、複数パターンのシミュレーションを行うとともに、本町の克服すべき課題、伸ばすべき強み、地域特性など根拠を示し、本町が目指すべき将来像について提案すること。

エ) その他

- ・ビジョン期間や課題把握、重点課題などの整理に対し効果的な提案を行うものとする。
- ・人口ビジョンは、白黒印刷でも判別でき、見やすくわかりやすい工夫を行うものとする。
- ・各種分析の他、クロス条件（性別、地域別、年代別等）の集計分析を行うものとする。
- ・町との協議により、必要な集計・分析を行うものとする。

(2) 会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の策定
対象期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

掲載事項

策定に当たっては、これまでの取り組みの成果や課題を整理・分析するとともに、地域経済分析システム（RESAS）を活用したデータの裏づけによる政策提案や、さらには、Society5.0や2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとする現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、本町の実情を踏まえ、さらなる地方創生の深化と切れ目のない取り組みを整理する。

ア) 各政策分野における基本目標

会津美里町人口ビジョンを踏まえた上で、国の総合戦略が定める次の

政策分野も勘案しつつ、本町の特性や事情に即した会津美里町総合戦略における政策分野を定めるとともに、政策分野ごとの基本目標を整理する。

【国のまち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）に定める4つの基本目標】（参考）

- ・地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ・地方への新しい人の流れをつくる
- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

イ）講ずべき施策に関する基本的方向

各政策分野における基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向について、地域特性、現状課題や既存計画における取り組みを考慮し整理する。

ウ）具体的施策と重要業績評価指数（KPI）

講ずべき施策に関する基本的方向に沿って、政策分野ごとに、国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」の趣旨を踏まえ、具体的な施策を整理するものとする。これら各施策については、効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに重要業績評価指数を整理する。

(3) 検討組織等の運営支援

次の組織における会議運営の提案、会議用資料の作成、説明原稿・会議録の作成、会議への出席、会議後の意見の取りまとめ・反映等を必要に応じて行う。

会津美里町地域創生・人口減少対策有識者会議

産業界、行政組織、大学、金融機関、労働団体等の代表者で構成される組織で、2回程度開催予定。（委員謝金は、委託料に含まない。）

会津美里町地域創生・人口減少対策本部

町長、副町長、教育長、部長、課長等で構成される庁内組織で、2回程度開催予定。

会津美里町地域創生・人口減少対策本部ワーキンググループ

課、事務局、室等の職員で構成される庁内組織で、随時開催予定。

4. 成果品

(1) 会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略

A4版原稿（レイアウト等の企画・作成を含む）正1部、副1部

印刷費は、委託者（町）が、別途負担する。

(2) 上記(1)の電子データ（CD-R）正1部、副1部